

ラリー北海道における 撮影と公開のガイドライン

ラリー北海道メディアセンター

※この文書は、ラリー北海道で写真や映像を撮影したり、それを SNS やブログなどで公開することを検討中の皆さんのために、関連諸規定を解説したものです。ここで想定されていないケースや、規定と異なるものがあった場合は、この文書より JSR のメディア規定等が常に優先します。併せて必ずそちらをご参照ください。

<http://super-rally.net/media>

基本的な考え方

ラリー北海道における撮影や SNS 等の公開に必要な許認可は、撮影する許認可と、公開する許認可の2つに分かれています。



つまり、撮影許可を持っているだけでは公開する許可を受けたことにはなりませんし、また、撮影許可を受けた者から映像の提供を受けた場合でも、公開するには公開許可を得ていなければなりません。

Web や SNS などの公開を前提にスポンサーに映像を提供する場合は、スポンサーから組織委員会に公開のための許可申請の提出が必要となりますので、その旨必ずお伝えください。

次に、様々な立場から見た許可と申請についてみてみましょう。

一般のお客様の場合

ここで与えられる許可が、すべての方々の許可の基盤となります。

一般のお客様に関しては、今までと何ら変わりません。

つまり、一般のお客さまが立ち入ることできるエリア(サービスパーク、リエゾン、観戦ポイントなど)では自由に撮影ができますし、ここで撮影した画像や映像は、個人として(=商用目的でない限りは)自由に公開が可能です。



ご来場されるお客様に関しては、明示的に禁止されている場合を除き、立ち入りが許可されているエリアでの撮影と、それを個人として楽しんだり、個人の SNS・ブログなどに掲載することは認められています。

個人の枠を超えて利用される場合(他者への有償提供を含む商用利用、物販や自社の製品 PR を目的とした SNS、ウェブサイトなどへの公開)は別途利用申請が必要となります。

※この許認可がすべての基盤となります。オフィシャルの場合を除き、すべての方々にあらかじめ認められている権利となります。

選手・チームの場合

参加登録をしているドライバー・コドライバー並びに、サービス員のパスを持つチーム員の方々についてみてみましょう。

まずは基本的な許可として、一般のお客様と同じ許可が与えられています。つまり、一般のお客様が立ち入りできるエリアにおいての撮影は可能ですし、そこで撮影した内容を選手やチーム員の方がそれを個人の SNS やブログなどに公開することは自動的に認められています。

次いで公開についてみてみましょう。

ラリーチームとして SNS ページや Web サイト、ブログを持っている場合で、それらに写真や映像を公開したいと考える場合は、**撮影者が誰であっても、どんな撮影許可を持っていたとしても**、組織委員会へ公開先と目的について届出が必要となっております。忘れずに届け出を行ってください。ラリー終了後も届け出は受け付けておりますので、例えばラリー終了後数か月経過したころに新たな SNS ページを立ち上げた場合など、そこを利用する場合は必ず届け出をお願いします。

なお、商用利用(写真を販売したり、チームで販売している商品の販促に使ったりする場合)については、届け出ではなく承認が必要となります。原則として使用許諾料が必要となります。

チームのスポンサーの商品をチームの SNS ページの中で紹介・PR する程度(直接の販売を行わない場合)については、商用利用にはあたらないものとします(届出のみで OK)。



オンボードカメラ

オンボードカメラで撮影を行う場合は、事前に利用目的と公開先について届け出が必要となります。

パスを持たないチーム関係者による撮影・取材

選手、登録済みメカニック等に含まれない、つまりパスを与えられていないチーム関係者がチームのために取材を行う場合はプロモーションメディア登録が必要となります。1チームにつき2名までは無料で登録が可能です。メディアセンターまでご相談ください。

映像・写真の利用制限

クラッシュ映像については原則として公開禁止とさせていただきます。特別に希望する場合は組織委員会にご相談ください。

オフィシャルの場合

運営側の立場であるオフィシャルの皆さんについては、一般のお客様に比較しても制限がかかります。

まず第一に、一般のお客様が撮影できるエリアであっても、**役務中の撮影は厳禁**です。また、一般のお客様が立ち入りできないエリアにおいては、たとえ役務中ではない時間帯でも撮影・公開は原則禁止となります。休憩中にサービスパークや観戦ポイントで撮影する場合などは、誤解を招かないようにタバードやクレデンシャルを外し、一般のお客様として撮影を行ってください。また、その際もお客様の邪魔にならないように配慮をお願いします。

SS 前 TC から STOPまでのステージにおいては、000/00 など最初のセーフティーカーの通過から、Sweeper(最終のセーフティーカー)の通過までの間を撮影禁止とします(但し、業務として記録に残す場合は除きます)。リピートステージの場合のステージ間など、Sweeper 通過からリピートステージの最初のセーフティーカーの通過までの間については制限対象外となり、撮影は自由です。

公開については個人利用(個人の SNS・ブログなどへの掲載)については認められていますが、公開に当たっては、休憩時間に撮影したことを明示するなど、オフィシャルの特権であるような誤解を受けないように留意してください。



また、**クラッシュした車両の写真・映像については、たとえ撮影が許されている時間に撮影したものであっても、また、選手本人の承諾が得られていても、公開は原則禁止となっています**(組織委員会の許可が必要です)。

皆さんがラリーオフィシャルであることを公言した上で公開する写真や発言は、オーガナイザーの公式な見解と誤解される可能性があることを常に念頭に置き、誤解を招かないような発言・公開を心掛けるようお願いします。

商品の広告宣伝などを目的としたメディア（プロモーションメディア）の場合

一般のお客様として撮影し、個人としてSNS等に公開する場合は一般のお客様に与えられている許可が適用となります。

商品の広告宣伝などプロモーション目的で撮影や公開を行いたい場合は、プロモーションメディア申請が必要となります。これは一般のお客様が立ち入ることのできないエリア（サービスパーク内のテント内（各チームの許可を受けた上で）やスペシャルステージの観戦エリア、メディアセンターの記者会見場など）への立ち入りと撮影を行う許可と、広告宣伝目的の公開の許可を同時に申請するものです。なお、プロモーション目的の公開に当たっては、原則として許諾料が課されます。



申請に当たっては、広告宣伝を行いたい主体がプロモーションメディアの取材社申請を、取材に派遣するカメラマンの取材者申請を添えて提出し、審査を経てクレデンシャルの交付を受けてください。メディアクレデンシャルによって立ち入りが許可されているエリアに関して、撮影が認められます（タバードメディアとして承認を受けている場合は、着用しているタバードで立ち入りが認められる場所も含みます）。

ラリー終了後も公開先の申請は受け付けておりますので、例えばラリー終了後数か月経過したころに新たなCMを作成する場合など、そこで利用する場合は必ず申請をお願いします。

雑誌・WEB 媒体など報道機関またはそれに準ずるメディア（プロに限る）

一般のお客様として撮影し、個人として SNS 等に公開する場合は一般のお客様に与えられている許可が適用となります。

報道機関に該当するプロのカメラマンや記者が撮影や公開を行いたい場合は、メディア申請が必要となります。これは一般のお客様が立ち入ることのできないエリア（サービスパーク内のテント内（各チームの許可を受けた上で）やスペシャルステージの観戦エリア、メディアセンターの記者会見場など）への立ち入りと撮影を行う許可と、報道目的の公開の許可を同時に申請するものです。報道媒体を発行・放送する主体がメディアの取材社申請を、取材に派遣するカメラマンの取材者申請を添えて提出し、審査を経てクレデンシャルの交付を受けてください。メディアクレデンシャルによって立ち入りが許可されているエリアに関して撮影が認められます（タバードメディアとして承認を受けている場合は、着用しているタバードで立ち入りが認められる場所も含みます）

公開については組織委員会に申請し認められた目的・公開先に限って認められます（事前申請制）。



ラリー終了後も公開先の申請は受け付けておりますので、例えばラリー終了後数か月経過したころに新たな SNS ページを立ち上げた場合など、そこで利用する場合は必ず申請をお願いします。

クラブ・個人運営のブログや情報 WEB サイト・SNS 等

原則としてプロのメディア以外からのメディア申請は受け付けられません。このため、撮影は一般のお客様として行ってください。

個人としてではなく団体としてクラブ等の SNS や Web サイトに公開した場合は、組織委員会に利用目的と公開先を明示した申請が必要となります。

モータースポーツ(特にラリー)の普及に関して大きな役割を果たしており、クラブ等の枠を超えて公共のメディアとして広く認知されている場合は特例として認められる場合があります。これに当たると考える場合は組織委員会にご相談ください。

取材者を派遣せず、撮影画像・映像を他者より譲渡を受けて公開する場合

個人としてではなく組織や団体として公開する場合、商品やサービスの広告宣伝に用いる場合などは、利用目的と公開先を明示した公開許可申請を組織委員会に提出してください。組織委員会に認められた目的・公開先に限って利用することが可能となります。

この場合、原則として許諾料が課されます。

注意

各人・団体に対して認められた許可について、組織委員会、審査委員会、競技役員及びメディアオフィサーは理由を公開せずに全部あるいは一部を一時停止あるいは取り消す権利を有しています。また、撮影場所については、前述の関係者に加えてその場所を管轄するオフィシャルが、競技の円滑な進行や安全を目的として制約を加えることがあります。

また、このガイドラインは規則としての効力を持ちません。拘束力および規約としての効力は JSR ならびに競技会の定める規約が有しておりますので、必ずそちらをご参照ください。疑問点については JMA メディア担当あるいはラリー北海道メディアセンターまでお尋ねください。

2017 年 9 月

ラリー北海道メディアセンター

2017/9/14 10:46am 改訂